

## 7・3 STCW 条約

### 7・3・1 改正 STCW 条約について

平成 22(2010)年 6 月末に採択された、船員の訓練および資格証明ならびに当直の基準に関する改正国際条約(改正 STCW 条約)では新たな資格要件が追加された他、船員の能力および船員への教育・訓練等に関する改正がなされた。

本改正条約が平成 29(2017)年 1 月 1 日に完全施行されたことに伴い、改正 STCW 条約第 6 章で定められる基本訓練等を適切に実施するため、実地訓練の的確な実施を求めた補足通達が国土交通省海事局船員政策課より出された。

当協会では、実地訓練内容が国際水準を上回り、船社にとって過度な負担とならない様要請し、また基本訓練等の的確な実施が可能となるよう、基本訓練に関わる質問の受け付けや情報の周知を行った。

### 7・3・2 第 4 回人的因子訓練当直小委員会について

平成 29(2017)年 2 月、国際海事機関(IMO)第 4 回人的因子訓練当直小委員会(HTW4)が開催された。当協会は今回審議された内容等について、関係船舶の運航に支障が生じないよう船社と連携を密にし、関係者への調整を図り、船主利益を確保するよう取り組んだ。HTW4 の主な審議内容・結果は以下のとおり。

#### (1) 漁船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する国際条約(STCW-F 条約)

今次会合より STCW-F 条約の包括的改正に着手した。日本政府は、水産系教育機関の訓練の例として水産大学校における漁業練習船についてプレゼンテーションを行い、海技資格の取得及び更新の要件に関する規定の見直し、長さとトン数の読替規定の導入等について、具体的な改正草案を説明。

しかしながら、時間的制約により日本政府をコーディネーターとしたコレスポネンスグループを構成し、次回会合までに引き続き議論されることとなった。

#### (2) STCW 条約で所持が要求される証明書等の明確化について

ポートステートコントロール(PSC)に関する既存のガイドライン等を整理・統合し、PSC 時に提示が必要な証明書等を明確化するための暫定的な回章が策定され、平成 29(2017)年 6 月に開催予定の第 98 回海上安全小委員会へ報告された。当該回章では、電子海図情報表示装置(ECDIS)訓練証明書について、Type Specific は要求されない旨確認された。

#### (3) 疲労の軽減及び管理に関するガイドラインの見直しについて

前回会合で設置されたコレスポネンスグループ(オーストラリア海洋安全局(AMSA)がコーディネーター)の報告書に基づき議論されたが、時間的制約により、平成 30(2018)年 7 月開催予定の HTW5 において継続審議することが決定された。

当該ガイドラインの内容は学術的な要素が強く、現場に適用するには運用が難しいものが多々含まれており、コレスポネンスグループにおいて仮合意されていた事項についても、作業部会において修正・反対意見が出され、議論はまとまらなかった。